NO. 15



みくに便り

新年、明けましておめでとうございます。 めまぐるしく変化していく世の中ですが、今年も皆様のご健康とご多幸を 心からお祈りいたします。

2018年1月1日発行 営業時間:平日 8時30分~17時30分

連絡先: 〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号

電 話:027-243-5600 FAX:027-224-4393

U R L: http://www. e-392.com

当社HPでは新聞掲載コラム(バックンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



『AI』の影響により減少する 仕事、増加する仕事は?

◆厚労省の部会で議論がスタート

何かと世間を賑わせている『AI』ですが、中でも我々の仕事への影響が気になるところです。

12 月初旬に開催された厚生労働省の労働政策審議会(労働政策基本部会)では、「技術革新(AI等)の動向と労働への影響」をテーマに議論がスタートしましたが、ホームページ上で公開された資料の中から「AI 導入による仕事への影響」を考えてみます。

◆求められるは『AI』にはできない仕事

厚生労働省のホームページで公開された資料の中で、シンクタンクや各省庁等による先行研究の内容がまとめられています。

『AI』等で代替可能性の高い(今後減少する) 仕事、代替可能性の低い(今後増加する)仕事 の例として、以下のものが挙げられています。

【代替可能性の高い(今後減少する)仕事の例】

- ・必ずしも特別の知識やスキルが求められない 職業
- ・バックオフィス等、従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事
- ・ルーティンタスク
- ホワイトカラーの仕事
- 定型的業務が中心の職種
- •教育水準や所得水準が低い労働者の仕事
- 【代替可能性の低い(今後増加する)仕事の例】
- ・他者との協調や他者の理解、説得、ネゴシェーション、サービス志向性が求められる職業
- ・上流工程やIT業務における、ミドルスキル・ハイスキルの仕事

- 人が直接対応することが質や価値の向上につながるサービスに係る仕事
- ・新しい付加価値の創出に役立つ技術職

◆今後は必要な取組みとは?

ビジネスパーソンにとって今後は、「AIを使いこなす能力」や「AIに代替されにくいコミュニケーション能力」を向上するための取組みが必要になってくると言えるでしょう。

1月の税務と労務の手続提出期限

10日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - ※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、29 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降 に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 〈第4期分〉 [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 労働保険料納付<延納第3期分>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

最低賃金制度

Q:私は、最近群馬に移住し今は、転職先で試用期間中です。最低賃金(最賃) は私にも適用されるのでしょうか?

A:近頃、男性タレント遠藤憲一氏のコワーイ顔のポスターをよく見かけます。これは最低賃金を徹底させる為の厚生労働省のポスターです。

最低賃金は試用期間中の人、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、常時、臨時、嘱託等雇用形態には関係なく適用されます。最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。通勤手当、賞与、残業や休日出勤の割増賃金、皆勤精勤手当、家族手当は最低賃金の対象外です。

地域別最低賃金は、毎年 10 月頃に改定発効されます。産業や職種に関わりなく各都道府県の関係事業所で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。

これを決定する為には、賃金の実態調査などを行い、公益代表、労働者代表、使用者代表から成る最低賃金審議会が行っています。

最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、速やかに適用年月日にさかのぼり差額支給をする必要があります。 怠ると最低賃金法違反で罰則も定められています。 群馬県の最低賃金は、平成 29 年 10 月 7 日から時間額 783 円となりました。

最低賃金制度は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。仮に、最低賃金より低い賃金額を労使合意の上で定めても最低賃金法の定めにより無効とされ、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされます。

障害などで労働能力が著しく怠るような場合は、減額特別許可が受けられる場合がありますので、そのような場合は最寄りの労働基準監督署へ相談されるようにおすすめします。

今年も残り少なくなりました。来年も皆様のお役に立てる情報をお届けしてまいります。また、一段と幸いな年になりますようご祈念申し上げます。

みくに労務管理事務所 社会保険労務士 峰岸祥子